

第2回 長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会議事録

○日 時： 令和4年6月14日（火） 10時00分から12時00分まで

○場 所： 長野県庁 西庁舎1階111・112号会議室

○出席者： 審議委員（13名）

池田清委員、富井俊雄委員、中嶋慎治委員、古川雅文委員、
小山田仁美委員、草深邦子委員、土屋公男委員、徳嵩淳子委員
松田愛絵委員、山岸洋子委員、五明勲委員、山浦悦子委員、和田貴子委員
事務局

長野県県民文化部長、県民文化部次長、くらし安全・消費生活課長、
企画幹兼課長補佐兼企画指導係長、防犯担当課長補佐、相談啓発係長、
県消費生活センター所長、消費生活庁内連絡員 ほか

【くらし安全・消費生活課 滝澤企画幹】

おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第2回長野県消費生活審議会・長野県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます事務局の滝澤伸幸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、山田県民文化部長から御挨拶を申し上げます。

【山田県民文化部長】

おはようございます。県民文化部長の山田でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、第2回消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会に御出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆様には、日頃から消費生活行政に多大なる御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

前回の審議会では、昨年度の事業実績や今年度の事業計画の報告などとともに、第3次消費生活基本計画等の策定について諮問をさせていただきました。委員の皆様には熱心に御議論いただくとともに、貴重な御意見をいただきまして、心から感謝申し上げます。

第3次計画の策定に向けましては、現行計画の取組に対する評価を踏まえながら、この間に起きました新型コロナウイルス感染症や、それに伴う生活様式の変化、デジタル化の進展、成年年齢の引下げなどの消費者を取り巻く新たな課題等にどう対応していくか、その方策をどのように次期の計画に反映させていくかということが重要だと考えています。

本日は、事務局から現行計画の検証の内容とともに、現状と課題についての整理を御報告させていただきながら、第3次の計画における基本理念や基本方針、そして具体的な施策について御審議をいただきたいと考えております。

委員の皆様からいただきました御意見、御提言を踏まえまして、今後次期計画の素案づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、また、本日もそれぞれのお立場から忌憚のない御意見や御提言をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 滝澤企画幹】

それでは、前回第1回消費生活審議会に御欠席でございました草深委員に、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。

草深委員、お願いいたします。

【草深委員】

おはようございます。長野県の民生委員児童委員協議会連合会から参りました。松本市の民生児童委員の会長をしております草深邦子と申します。

先日は欠席をさせていただき大変申し訳ございませんでした。今後とも一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 滝澤企画幹】

ありがとうございました。

本日の審議会の出席状況でございますが、中村真由美委員、笹広男委員におかれましては、御都合がつかず、欠席をされております。従いまして、委員総数 15 名中 13 名の皆様が御出席ですので、長野県消費生活条例及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、事務局の出席者につきましては、お手元にお配りしてあります出席者名簿のとおりでございます。

それでは、会議事項に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

会議資料は、既に皆様に郵送してございます。資料 1～資料 6 でございます。そのほか、参考資料といたしまして、第 2 次長野県消費生活基本計画に掲げた具体的施策の取組状況一覧をお送りしております。

また、本日追加資料として、「環境と暮らし 2022 報告書」の一部抜粋版をお配りしております。

次に、本日の会議は録音させていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定でございます。御発言の際はマイクを通していただきますようお願いいたします。

会議の終了時間はおおむね 12 時を予定しております。御協力をお願いいたします。

それでは、これより会議事項に入ります。

審議会の議長につきましては、長野県消費生活条例の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、中嶋会長に議事の進行をお願いいたします。

中嶋会長、よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

皆さん、おはようございます。

本日は、第 3 次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画の策定に向けて、基本理念や基本方針、また具体的な取組などについて、皆様の意見をお聞きしたいというところであります。

御意見を伺う時間は、今日はたつぷりと取ってあるということですので、皆様、気づいたこと、気になっていること、細かいことでも結構ですので御発言をいただければと思います。

これより会議事項に入ります。実り多い議論ができますよう、皆さんの御協力をお願いいたします。

本日の会議事項の進め方ですが、まず資料 1～5 までを一括で説明していただき、御質問等いただいた後に、資料 6 に基づきまして、次期計画策定に向けて御意見をいただきたいと思います。

それでは、資料 1～資料 5 まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 笠原課長】

くらし安全・消費生活課で課長をしております笠原隆通と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

まず、資料 1 を御覧ください。

現行の第 2 次計画における基本理念・基本方針・重点目標について整理をして記載いたしました。

た。

上にあります基本理念は、御覧のとおりでございます。カギ括弧を付けたキーワードとしまして、「学び」及び「自治の力」が入っております。これは県の総合5か年計画の基本目標であります「確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～」と関連づけております。今年度も、総合計画が現在策定中でありますので、そちらの審議内容も見ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

下の左側には、現計画の基本方針であります五つの柱を記載しております。これは、県消費生活条例第2条に規定されます基本理念の中で、消費者の権利として掲げられた五つの項目と関連づけられたものでございます。右には、現計画の五つの重点目標が、基本方針と関連づけた形で整理してございます。

現行計画、基本方針「1 県民の安心・安全消費生活の確保」に対しまして、「持続可能な社会づくりや地域の活性化を推進するため、『長野県版エシカル消費』の認知度100%を目指します」。

それから、3の「あらゆる人への消費者教育・啓発の充実と人材育成」に対しまして、年間受講者2万人の出前講座と、特殊詐欺被害認知件数90件以下、また、高齢者等見守りネットワークの構築といったものを掲げております。

そして、「5 相談体制の充実・強化」に対しまして、市町村、消費生活センターの人口カバー率100%としているところでございます。

資料2を御覧ください。

第2次長野県消費生活基本計画の取組状況と検証につきまして、重点目標ごとに整理をしております。

重点目標1『「自治の力」を高めるため、消費者大学や出前講座の「学び」の場を提供し、年間受講者2万人を目指します』。令和3年度の実績がまとまりまして、年間参加者数1万6人と、令和2年度より増加はしましたが、目標には至りませんでした。

検証の欄に記載しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、Webによる消費者大学の実施ですとか、YouTubeを活用した出前講座の発信など、少しずつ工夫をしながら実施しているところでございます。

具体的な施策は①～④までに記載したとおりでございます。

その下に「取組状況」の表がございます。表の一番左側の列の丸数字が、上にあります具体的な施策の①～④までの施策と関連づけてあります。

令和2年度に消費者大学、それから消費者教育、中核的人材育成研修の講座数が減っているように見えますが、これは、それまで県が複数地区で開催していたものをWeb形式に切り替えて、一本化したためでございます。

次のページをお願いいたします。重点目標2『持続可能な社会づくりや地域の活性化を推進するため、「長野県版エシカル消費」の認知度100%を目指します』。認知度につきましては、前回審議会でも御説明しましたとおり、環境フェア来場者に対する聞き取り調査に基づいた数字が、2018年2019年度と入っておりますが、令和2年度、令和3年度とも、環境フェアの開催がなかったり縮小されたりしまして、調査ができませんでした。その他の調査としましては、「環境と暮らし2021」では、認知度が3.8%という結果でございました。

また、本日お手元にお配りさせていただきました同アンケート調査の2022の結果が先日公表されました。認知度を見ますと4.0%という数字になっておりまして、我々関係職員はだいぶショックを受けたところでございますが、人、社会、地域、環境に配慮した消費行動がエシカル消費となるわけですが、そこに健康を加えた長野県版エシカル消費の認知度は、大変苦戦しているというところでございます。

ただ、もう一つの設問では、エシカル消費に取り組んでいるかという質問に対しましては、マイバッグやマイカップは74.9%の方が実施し、地産地消も46.5%の方が実施しているなど、先日の信濃毎日新聞でも、エシカル消費が県民生活に浸透しているという評価をいただいたところでございます。

具体的な施策につきましては①～⑬まで、当課のみならず、各部局においてエシカル消費に関する取組を進めております。詳しい説明は省略させていただきます。

5 ページを御覧いただけますでしょうか。重点目標 3『特殊詐欺被害認知件数 90 件以下を目指します』。検証欄にもありますように、平成 29 年度からは減少傾向にありますが、下げ止まりという感じがしておりまして、逆に令和 3 年は増加してしまったという状況でございます。

また、先日の新聞報道にも取り上げられましたとおり、今年に入りまして、5 月末現在では、件数で 85 件、金額で 2 億 3,000 万円余りと、昨年に比べて倍増しているという憂慮すべき状況でございます。

具体的な施策といたしましては、①消費者被害防止対策推進会議を昨年 3 年ぶりに開催するとともに、構成団体の皆さんとともに、被害防止共同キャンペーンを行いました。その他、記載のとおり取組を行っているところでございます。

6 ページを御覧ください。重点目標 4『高齢者等を消費者被害から守るため、全ての市町村に、高齢者等見守りネットワークを構築します』。会議等を通じまして、市町村にも働きかけを行った結果、昨年度で全ての市町村にネットワークができました。ネットワーク構築のほかに、注意喚起情報の発信ですとか、健康福祉部の事業にはなりますが、日本郵便などとの地域見守り活動の締結など、こういったことも行っていくところでございます。

7 ページを御覧ください。重点目標 5『身近な相談窓口を充実させるため、市町村消費生活センターの人口カバー率 100%を目指します』。この 4 年間 84.4%という状況でございます。検証欄に記載のとおり、令和 3 年度までに設置は進みませんでした。令和 4 年度 4 月になりまして、上伊那地域で広域設置ができて、カバー率は 89.1%となっているところでございます。

設置促進に向けましては、昨年度初めて未設置市町村を訪問し、意向確認をした上で、中核となる市とのブロック会議を開催するなど、粘り強く支援を行っております。そのほか、補助金の交付ですとか、研修会、資格取得講座の開催などによりまして、市町村に対する支援を行ってまいりました。

次に、資料 3 を御覧ください。

こちらは 4 月に開催いたしました前回の第 1 回審議会におきまして、いただいた御意見を、資料 1 で見ていただきました五つの基本方針ごとに区分し、整理し直したものでございます。各委員さんからいただいた御意見でございます。内容は、省略させていただきたいと思っております。

資料 4 を御覧ください。

こちらは、県消費者団体連合会及び各地区消費者の会の皆様との意見交換でいただいた御意見を、同様に五つの項目ごとに区分しまして、整理したものでございます。

「1. 県民の安全・安心な消費生活の確保」におきましては、エシカル消費に「健康」が含まれた考え方につきまして、肯定的な御意見と、分かりにくいという両方の御意見をいただきました。

また、「2. 商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導」につきましては、市町村との連携強化の御意見をいただいたところでございます。

「3. あらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成」では、世代に応じた消費者教育などについて御意見をいただきました。

次のページを御覧いただきまして、「5. 相談体制の充実・強化」につきましては、相談が高度化しているので、市町村へのサポートをしてほしいですとか、市町村の広域化に対して、中心市に任せきりになり、周辺町村の消費者行政の後退を招かないようにとの御意見ですとか、市町村と県で相談のレベルで役割分担することも可能ではないか、また、SNS による相談窓口の検討、消費生活サポーターの充実などについて御意見をいただいたところでございます。

続きまして、資料 5 を御覧ください。

第 3 次消費生活基本計画策定に当たっての資料とするために、成年年齢の引下げも踏まえまして、これからの社会を担うべき若者の消費生活相談に関する意識ですとか、エシカル消費に対する関心などを調査いたしました。

調査対象及び回答状況ですが、長野県立大学の 1 年生から 4 年生 1,002 人のうち 117 人から回

答をいただいております。

調査項目は（４）に記載のとおりです。

調査結果の概要を申し上げます。２ページを御覧ください。

問１は、これまでの消費者トラブルの経験についての質問です。トラブルの経験はない方が 57.3%で、それ以外の方は、商品の質が期待よりかなり劣っていたなど、何らかのトラブルを経験しているということが分かりました。

問２は、被害やトラブルに遭ったときの相談先です。家族、親族、友人など身近な人が 36%、企業のお客さま相談窓口が 16%、県や市町村の相談窓口は、残念ながら 4%という結果でございました。また、どこにも相談していないという方が 44%でございます。

３ページをお願いいたします。

問３、もしこれからトラブルに遭うとしたら、どのような行動を取るかに対しましては、家族、親族、友人など身近な人が 72.6%、次いでインターネットで調べるが 67.5%、購入した企業に連絡するが 61.5%、県や市町村の相談窓口は 21.4%という結果でございました。

問４、県や市町村の相談窓口の使いやすさについての質問ですが、42.7%が利用しづらいと感じているということでございます。

４ページを御覧ください。

問５、利用しづらい理由といたしましては、「そもそも相談窓口やホットラインを知らないから」が 62.0%と最多でございます。そのほか、「メールや SNS で相談できないから」「相談するのが面倒だから」が 30%、「昼間に相談できる時間がないから」が 26%となっております。

問６から問１０につきましては、また御覧いただければと思います。

６ページの問 11 を御覧いただけますでしょうか。エシカル消費の認知度を尋ねたところ、「知っている」が 27.4%、「名前は聞いたことがある」が 32.5%、両方合わせますと 59.9%で、約 6 割になりますので、一般の方、先ほどの暮らしと環境のアンケート結果よりも、若者のほうが認知度が高いという結果でございました。

問 12 をお願いいたします。エシカル消費の実践についての質問です。値段の安さだけでなく長く使えるかなどを重要視する」という回答が 57.9%、「地元産品を選んだり地元商店で買い物をする」という回答が 38.6%などとなっております、「特に実践していない」という人が 20.2%ですから、裏返しますと、約 8 割の方はいくらかエシカル消費に取り組んでいただいているということかと考えております。

問 13、エシカル消費促進に必要と思うことはという問いに対しましては、「何がエシカルな商品か分かりやすいこと」というのが 66.7%、「エシカルな商品がより求めやすい価格になること」が 62.4%、また「エシカルな商品を扱う店舗が増える」ということが 47%という結果でございました。

以上で資料 5 までの説明とさせていただきます。

この後、資料 6 に基づきまして、全体的に御意見をいただくことになりますので、ここでは、1～5 までの資料に関しましての御質問があれば、いただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

私から 1 点よろしいでしょうか。資料 2 の 5 ページの重点目標 3 の特殊詐欺のところですが、これは、実績を見ますと、数値的にはほとんど変わっていないと。これを、また同じようにやっても同じことを繰り返すだけじゃないかという懸念がありまして、ここのところの検証というのが重要ではないかと思えます。数字として出るので、効果がどれだけ出ているのかというところは分かりやすいと思うのですけれども、残念ながら出ていないと。

そこで一つ質問ですが、これは全国的に同じ問題があつて、他県でももちろん取り組んでいる

と思いますし、全国としても対策はやっていると思うんですけれども、その辺の情報交換の場があるのか、例えば、件数が少ないというような県があるような場合にその県でどんな取組をしているのか、そういったところを確認したり、調査する機会、そういう検討ができるのかどうか、あるいはされているのか、その辺をお聞きしたいです。

【くらし安全・消費生活課 内川課長補佐】

くらし安全・消費生活課の防犯を担当しています内川と申します。

残念ながら、過去の状況を見ていただいたとおり、なかなか被害が減っていかないという中で、全国的に見ても減ったり増えたりという状況はどこの県も似ているような状況であります。

そんな中で、今会長から御指摘がありましたとおり、他県の取組状況を調査し、被害が減少している都道府県の取り組みは、当県の被害防止施策にも参考となるとと思いますので、今現在そういう調査や照会はなかなか積極的にできていないところでありますが、今後この3次の目標設定等に向けまして実施していきたいと思います。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御質問はありますでしょうか。また後のほうで出していただければと思いますので、次に進めさせていただきます。

では、次に資料6について、事務局から説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 笠原課長】

それでは、資料6を御覧ください。

「長野県の消費者行政を取り巻く現状・課題、論点」でございます。左側に消費生活条例において、消費者の五つの権利として掲げられている現計画の五つの基本方針ごとに施策の柱とその内容を記載してございます。

また、現状と課題といたしまして、各種アンケートや統計資料等から見えてきました内容を抽出して整理してございます。

そして右側には、事務局として皆様に議論していただくための論点を整理させていただきました。あくまでも御意見をいただくための材料でございますので、論点を踏まえながらも、またこれまで今回・前回含めましてお示しさせていただきました資料も参考にさせていただいた上で、広く御意見を頂戴できればと思っております。

まず、「1 県民の安全・安心な消費生活の確保」です。

施策につきましては記載のとおりでございます。

現状と課題としましては、自然災害の発生確率が高まっているということを多くの方が肌で感じていると思われますが、災害時などには、生活関連物資を中心に県民生活に影響を及ぼす事態が想像されます。現在ロシアによる戦争などの影響で、原油高をベースとした物価高騰を招いておりますが、県といたしましては、県内10地域ごとのガソリン価格の調査・発表を毎週行うと同時に、5月26日には生活関連物資の値上げに関する情報受付窓口を当課内に設置したところでございます。それが、一つ目の「発災時等では生活関連物資の品切れなど県民生活への影響の恐れがある」という部分でございます。

また、SDGsに関する関心は計画策定の5年前よりも格段に高まっているものと考えております。その中で、エシカル消費に関する県民の認知度は、御覧いただいたように依然として低いという状況ではございますけれども、若者も含めまして、エシカル消費を実践している人の割合は高いという結果もあるということでございます。

そこで、右側の論点でございますが、まずは、自然災害等発生時の県の対応につきまして、御意見をいただければと思います。また、エシカル消費につきましては、消費行動と事業者の生産活動がかみ合ってこそ進むものだと考えておりますので、「消費者・事業者と共に進めるエシカル

消費の推進」とさせていただきます。御意見をいただければと思います。

次に、「2 商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導」でございます。

施策につきましては記載のとおりでございます。

現状と課題としましては、令和3年度県政モニターアンケートの結果を記載させていただきました。県民が考える県に取り組んでほしい施策のトップが、悪質事業者への指導・処分、また不適切な表示への検査・指導といったものが高く掲げられていたところでございます。

右側の論点でございますが、「悪質事業者に対する指導・処分を見据えた県の取組強化」とさせていただきます。

次に論点3「あらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成」でございます。

施策につきましては、消費者教育啓発の推進、それから消費者教育啓発に対する体制、人材育成、ここには消費生活サポーター等もでございます。それから、特殊詐欺被害防止の推進、多重債務者対策の推進でございます。

現状と課題ですが、ここでは、令和3年度の文部科学省の調査結果で、消費者教育に関する県・市町村教育委員会の課題を記載いたしました。「他の優先課題がありなかなか取り組めない」という回答が47.9%という結果が出ております。

また、成年年齢引下げを踏まえた不安、消費者教育の充実を求める声は、先ほど御紹介いたしました県立大学生のアンケートのみならず、様々な方面からいただいているところでございます。

また、特殊詐欺の発生状況等につきましても、資料2で申し上げたとおりでございます。

そこで、右側の論点ですが、まず、消費者教育の充実につきまして、「教育現場の実情を踏まえた消費者教育の推進」、「成年年齢の引下げを踏まえた消費者教育の推進」、それから三つ目としまして、市町村や関係機関と連携した各世代に対応する消費者教育の推進」といたしました。

また、地域における高齢者を中心とした見守りに関しましては、「見守りネットワークや消費生活サポーターの活動促進」といたしました。

詐欺や悪質商法被害の防止につきましては、「被害に遭わないための理解促進や新しい手口に対応した被害防止の推進」としたところでございます。

次に「4 県民の意見が反映された消費者行政の推進」に関しましては、施策につきましては記載のとおりでございます。

現状と課題といたしましては、当審議会の開催ですとか、先ほど申し上げました生活関連物資の値上げに関する情報受付窓口の設置を記載いたしました。

右側の論点といたしましては、「県民意見を的確に反映した施策の推進」とさせていただきます。

次に3ページの「5 相談体制の充実・強化」でございます。

施策につきましては、御覧のとおり、県消費生活センターの機能強化、それと、市町村相談体制の充実・強化の二つでございます。

現状と課題につきましては、昨年度令和3年9月に開催いたしました当審議会において御議論いただきました相談体制につきましても今後の方向性と、県の対応案を記載しております。

市町村の役割といたしましては、まずは身近な相談窓口としての機能の充実や、住民への情報提供の充実として、具体的には福祉窓口との連携や、高齢者見守りネットワークの活用を挙げています。

また、県の役割としましては、全県的な影響が及ぶ事案への対応や、相談員の人材確保・育成、市町村担当者の育成、そして、高度な専門性を必要とする事案への対応を挙げております。

これらの方向性を実現するための県の対応案としましては、右側へ行きまして①市町村への支援として、市町村相談員、担当者へのサポートの充実や市町村センター広域化に向けた調整を挙げております。

②センターの機能強化としましては、4か所に分かれたまま強化するということとはなかなか難しいことでもありますので、将来的に集約し拠点化することや、オンライン面談方式の活用による利便性の向上を挙げています。

右側の論点といたしましては、これまでの御議論を踏まえた県センターの在り方といたしまして、「消費生活相談体制の充実」、それから「市町村相談員の人材育成の強化」、そして、先ほどの3であらゆる人への消費者教育・啓発の充実とも関連してまいります、「消費者教育・啓発活動の強化」、さらに四つ目としましては、これも先ほどの2の商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者指導とも関連してきますが、「悪質事業者に対する初動体制の強化」としております。

資料6の説明は以上になります。繰り返しになりますが、論点を参考にしつつ、幅広く御意見をいただき、計画案策定の参考とさせていただければと思います。

前回御発言いただいたことの再度の確認といえますか、発言でも結構だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見がありましたらお願いします。広くどの項目でも構いません。

古川委員、お願いします。

【古川委員】

資料の6の2ページ、3のあらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成ですが、今日たまたま信毎を見ていたら、経済欄のところに、高校で金融教育開始と出ていました。内容的には、「今年4月から高校で金融教育が始まったそうですね」という問いに対して、「学習指導要領の改訂に伴い、2022年度から高校家庭科の授業で資産形成について学ぶようになりました。株式、債券、投資信託といった金融商品の特性や生活設計のためのシミュレーション、トラブルへの対処法などを学びます」と載っているんですけども、大変いいことだと思います。

というのは、こういう問題というのは、伝えたい人たちになかなか情報が伝わらないというのが一番の問題と考えていますが、小中高大学もそうですが、学校教育というのは、要はそこにいる世代全ての人が同じ情報に接する機会だということなので、そこで金融リテラシー、正しい金融知識を、そういう形で統計的に小さいときから学べば、消費者トラブルに巻き込まれにくくなるという統計もございますので、ここに力を入れていただければと思います。

特にデジタル化というのが進展して、なおかつこういう状況ですので、貯蓄から投資へというそういう流れがだんだん出てきたので、一層重要性を増すのだと思いますので、正しい知識を身につければリスクが低くなるという観点から、学校は忙しくてなかなか難しいという話はあるのですが、外部の講師派遣ということもございますので、ぜひこの部分に力を入れてほしいと思います。以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

徳嵩委員、お願いします。

【徳嵩委員】

今の御意見に関連しているのですが、最近、いろいろな受給できるものの不正な詐欺の事件が起きていて、今朝もやっていたのですが、投資ができるとか増やせるとか、もらえるというセミナーを若い世代が開催し、集まっている方たちは結構高齢の方たちが集まっていて、すっかりだまされてしまっているという事案もこのところ何件もあります。

やはり、今学生に対しての教育はすごく大切だと思いますし、また、今回は資料の2の「商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導」ということがあるのですが、この中に適正な取引の確保ということで、前回のアンケートでもあったのですが、やはり悪質な事業者をきち

んと取り締まってほしいという結果が1位だったと思います。そういった金融や投資部門に関しても、きちんと取締りをしていかなければいけないかと思います。

割とこういった悪質事業者というと、サービス業はそうですが、形あるものに対するものと、例えばホテルのキャンセル料とか飲食店のサービスに対しては見受けられますが、なかなか金融や投資となると証拠固めとか難しいところはあると思いますが、やはりそういったところが一番被害額が大きくなる場所だと思うので、そういったところもきちんと取締りをしていく必要があるので、そういった項目をきちんと立てて進めていっていただけたらと思います。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

土屋委員、お願いします。

【土屋委員】

今の、古川委員、徳嵩委員のお話には全く同感です。よろしくお願いします。

幾つもあるのですが、一つずつお願いします。2の商品・サービスの悪質事業者指導のところで、たぶん消費者行政の担当者の人数が少ないと思うので、不適切な表示の検査とか、適格消費者団体というのが今後動き出してくると思います。適格消費者団体も不適切な表示などにいろいろ意見を言ったり是正を求めたりしていますので、このような団体を積極的に支援していただいて、活用を図っていただければと思います。1点目は以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

【土屋委員】

細かいことですが、1の「県民の安心・安全な消費生活の確保」のところで、消費者事故情報等の収集提供とありまして、参考資料の1-1-7に商品テストの実施とありまして、教えていただきたいのですが、消費者庁への事故情報報告件数が令和3年に1件あって、国センへの商品テストの依頼件数が1件とあって、これはどんな内容だったか、差し支えなければ、今すぐでなくてもいいので、これも力を入れてやっていただきたいと思いますので、後で教えてください。よろしくお願いします。取りあえず以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

今の点は調べていただくということでよろしいですね。

ほかに御意見はございますか。

徳嵩委員、お願いします。

【徳嵩委員】

資料の1の「県民の安全・安心な消費生活の確保」というところのエシカル消費についてですが、先日も消費者の集まりのところでエシカル消費のお話しをさせていただいたときに、SDGsの認知度は、出席されている消費者の方たちほぼ手を挙げられたのですが、エシカル消費について御存じですかというお伺いをしたところ、全く手が挙がらなかったのも、私もとても残念だと思いました。

ですが、やはりエシカル消費とはどういうことかとお話しをすると、先ほどのアンケート結果にあったように、実行されている方がほとんどです。なので、やはり「エシカル消費」という言

業と実際行動していることがリンクしていないというか、きちんとつながっていないので、エシカル消費の認知度だけを見ると数字が上がってこないのかなというところがあると思います。ですので、「エシカル消費」という言葉だけを広げていきたいのであれば、やはりエシカル消費とはどういうことなのか伝えていく必要があると思いますが、その言葉の普及よりも内容を普及していくことのほうが大切だと思いますので、「エシカル消費」という言葉の認知度のアップだけに力を注ぐのではなくて、中身がいかに広がっているかに重点を置いていく必要があるのではないかと感じました。

なので、実際行動に移している方は圧倒的に多いなというところがありますので、そういったところで残念だと思わないで、引き続き進めていく必要があるかと感じます。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

五明委員、お願いします。

【五明委員】

よろしく願いいたします。今のエシカル消費についてですが、アンケート結果の中でかなりエシカル消費が浸透していますよと出てきています。ただ、「エシカル消費」という言葉を知っていますかというところと4%とかという話の中で、行動と名前の認知度が相乗効果というような形で認識してもらえれば、行動もさらに高まっていくと思いますので、今、徳嵩委員からも出ましたが、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、今の基本計画の中では認知度100%という目標を立てられていますが、これは理想は100%ですけれども、100 というような、アンケートでもSDGsがこれだけ騒がれている中でも、SDGsを知っていますという割合が58.8%です。この100%は理想を掲げるだけというような形になるので、数値目標が必要なのか。数値目標が必要であれば、どういう場面でのアンケートの中で、例えば60%以上を目標とするような、もう少し現実的なものをもっていったほうがいいのかと思いますので、数値目標を立てるとすれば、その辺のところを御検討いただければありがたいと思います。以上です。

【中嶋会長】

ほかに御意見はいかがでしょうか。

小山田委員、お願いします。

【小山田委員】

学校の実情を踏まえた消費者教育の推進というところで、今、小中学校の授業で、よくSDGsを家庭課でやっているというのを聞きますが、その学校の中でも子育て世代というのはなかなか学ぶ機会、接する機会がないと思っています。なので、学校の中にぜひ保護者も含めて、消費者教育の推進のほうを進めていただきたいと思います。以上です。

【中嶋会長】

ほかに御意見はいかがでしょうか。

松田委員、お願いします。

【松田委員】

相談体制の充実・強化というところですが、現状と課題を見ますと、相談体制、相談員の人材育成とかというのがあります。先ほどの学生の方たちのアンケートでは、なかなかそういった窓口は使われていないところがありますが、学生たちは家族、親族、友達など身近な人に相談して

いるところがあるので、こういう相談員の人材育成は、高齢者とかそういう方たちにはすごく大切だと思うのですが、もう少し学生の方たちには、先ほど小山田委員が言ったように、親にもっと知ってもらおうというか、親も相談を受けたときにどこに相談したらいいとか、今やはりインターネットがすごく普及していますので、子供たちもインターネットを使って気軽に相談できる。オンラインだと難しいと思うので、検索とかそういうものをして、分かるような仕組みになればいいのではないかと思います。面と向かって言うということはなかなか若い方たちには無理ではないかと思いました。

【中嶋会長】

ありがとうございます。
古川委員、お願いします。

【古川委員】

今の松田委員の発言内容は大変重要だと思います。6月7日に令和3年度の消費者意識基本調査を消費者庁で発表していますが、その中で、困っていることや心配事の相談先として、家族、友人、知人、若年層はSNSも相談先として考えているということなので、そちらの対策も必要だと思います。

相談体制の充実・強化というところにつながるとはと思いますが、電話でもSNSでもいいのですが、窓口にそういう人たちを結びつける対策も必要かと思います。新聞を見ても、SNSトラブル過去最多5万件、消費者白書で発表されて載っていますが、そういう意味で、インフルエンサーを使うとかとにかく工夫して、窓口に相談をつなげるという部分を、ぜひ柱の一つに加えていただきたいと思います。以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございます。
ほかに御意見はいかがでしょうか。
山浦委員、お願いします。

【山浦委員】

今皆さんから貴重な御意見をいただいてごもっともで、そのように計画していただければありがたいと思います。

特殊詐欺を90件以下を目指そうとありますが、特殊詐欺は、取られたら大変だとその人たちだけに教育するのではなくて、受け子の人たち、大学生とか高校生に、受け子になるというのがどんな悪質なことなのかをもっと教育するとか、そういうことをしていただければありがたいかと思います。それを全部消費生活の皆さんがやるのではなくて、県警などをお願いして、ぜひそういう方たちが大学や高校に行ってお話しをするということが大事なことでと思います。

特殊詐欺に気をつけろ気をつけろと言っても、それを取りに来る受け子の人たちは高校生や大学生が多いのです。そういう方たちに、いけないということをきちんと学ばせることも大事なことでと思いますので、そんなことをお願いできれば、この90件も目標が達成できるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございます。
ほかに御意見はいかがでしょうか。
土屋委員、お願いします。

【土屋委員】

何度もすみません。相談体制の充実・強化のところですが、国、例えば国民生活センターといったところとの連携、情報交換とか、そういう強化も図っていただけるとありがたいかなという気がしますので、よろしく願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございます。
ほかに御意見はいかがでしょうか。
池田委員、お願いします。

【池田委員】

分野が幾つにもわたりますけれども、認知度の目標値や特殊詐欺の目標を、やはり現実的な形でどうやってその目標をクリアする、具体的なものが伴わないと、全く変わらず100%だったり、90件だったりというので、これはやはり考える必要があるかと思います。

とりわけ、特殊詐欺については、警察の署長の皆さんと懇談がありましたが、今年度の警察署の大きな目標が、高齢者の交通事故抑止、この特殊詐欺、電話でお金詐欺ということが大きな目標であって、現実的に現時点で85件という数字では達成は難しいです。そして大きな社会情勢の中で、全体で90件といったことはなかなか困難であるということは明白ですから、より達成可能な数字を、情勢を把握しながら出していく必要があると。

あわせて、これはまさに捜査権のない消費生活の領域を越えている日本全体の大きな課題でもあるので、今日も警察関係の皆さんもお見えになっていますが、他機関との連携をしっかりとっていく必要があるかと思います。

他機関との連携ということでは、相談の中でも多重債務や生活困窮という部分もあるので、福祉部門との連携もうたわれているのですが、今日は福祉の関係課が出ていないですね。これは具体的には地域福祉とか、高齢者というところもあると思いますが、見守り活動や相談業務については地域包括センターであったり、「まいさば」であったり、様々なそうした部門があるわけですし、生活保護とかそうしたものにも関わってくるので、福祉の部門の関係課にも出ていただくことも必要だと思います。

まず、地域包括支援センターや、「まいさば」などが多重債務や生活困窮で、厳しい実態を目の当たりにしていますから、そうしたところと消費生活というところが、何かもう一つ連携が密でないというか、その辺の垣根を、県民の福祉向上、生活を守るという立場であれば、横のつながりをしっかりと具体的に、どういうものをこれからやっていくのかという具体的な行動に移れるような、そうした意見集約ができるような、その連携をこれからつくっていただきたいと思います。

それから、消費相談などで資格という話も出ていましたけれども、具体的な資格というのが、私が勉強不足なのですが、消費生活アドバイザーという資格があったと思うのですが、それをもう少しキャリアアップしたような資格があるのでしょうか。そうした皆さんのそれぞれのスキルアップと相談体制、LINEやネットでの相談ができないのか、9時5時といったような相談体制であってはなかなか難しいし、時代のニーズに応えるような専門職のスキルアップと、そして経験をより具体的な形で応えることのできる体制、相談に応じる体制ということの仕組みが必要ではないかと思いました。以上、まとめませんが、述べさせていただきました。

【中嶋会長】

ありがとうございます。
ほかに御意見はいかがでしょうか。
富井委員、お願いします。

【富井委員】

まず、エシカル消費ですが、若者の認知度が高い、かといって県民全体では４％しかない。SDGsのほうがずっと高いというのは当たり前のことだと思います。同時に、エシカル消費を意識して買い物していますかというのは、たぶんスーパーにマイバッグを持っていくのがエシカルだと、それが全部だと思っている方々がほとんどじゃないかと。実際に洋服を買うときに、果たしてこれがエシカル素材なのかどうかは誰も確認していないと思います。

ただ単にマイバッグを持っていけばそうなのか、あるいはコンビニに行ってスプーンをもらわないで自分の箸がありますと言うのがエシカルだと、確かにそれもそうなのですが、企業側の表示指針もきちんとしていかないと、これは認知が低いままで行くだろうなと思います。

それから、池田委員が言ったように、ごく一部のものだけを取り上げてエシカルを理解していますよという調査は、あまり効果がないと。先ほど言ったように、マイバッグが全てエシカルだと私は意識しますよということを考えてしまうと、それは何の効果もないのではないかと思います。

それから、食品についてもそうです。最近、違法な偽装表示は少なくなりましたがけれども、ただ子育て中の若い方々、正直言って、これをSDGsの世界で考えると、地産地消を考えて、きちんと健康を考えてやっているのかと。私はこれを押し付けるのは、大変経済的に厳しいのではないかと。簡単なことを言うと、今国内産というより長野県産のシイタケは、たしか１個２００円ぐらいだと思います。ただ中国産だと１個２０円かそんなもので買えるはずなので、どうしてもそっちを買わざるを得ないだろうという現実の問題を考えると、まだ文章的に、文字的にはこれでもいいんですけども、それをどうやって告知して意識を持たせるかというアピールのほうが大変難しいと。これは事務屋ではできないことなので、ある程度計画がきちんと決まった時点で、民間のコンサルタントの会社が何かに任せて宣伝するほうが、結果的にお金がかからないのではないかと私は思います。

それから相談窓口ですが、制度はいいことだと思います。市町村と県が分けてやるということは。ただ、何でもかんでも資格がなきゃ相談員になれないという堅苦しい行政のいつものしきたりを押し付けてしまうと、特に小さな村はそういう人材がいないということになるので、特に特殊詐欺の被害に遭う方々は高齢者がほとんどなので、これはメールやSNSで相談しろということがとてもかけ離れた性格だと思います。そのお年寄りの方は何でこんなにお金を持っているんだろうと思いますが、まず相談するときの窓口というのは、行政じゃないと思うのです。行政から一步離れたところのサロン形式みたいなところで相談ができる。分かりやすくいえば、お節介好きなおばちゃんがいれば、それで十分だと思います。専門的に対処しなきゃいけないことについては県に回せばいいことなので、まず、世話好きのおばちゃんがいって、気軽に話せる、普段からもそこに行ってお茶を飲みながら話しているような風景のサロンが必要じゃないかと。

子育ての場合、例えばうちでは児童館の中に子育て支援員がいて相談員もいます。役場の中にそれを求めて役場の職員がそれをやっていたら、結果的に民間からすると敷居が高すぎてしまって嫌だというのが圧倒的に多かったので、わざわざ児童館に振り分けたのです。そうすれば、行政と一切接触する場面がないので、高齢者の相談もそういう窓口が必要じゃないかと思います。

それから、県がどうのこうのということで押し付けるつもりはないので、県はもちろん長野県ですから、長野県の指導を持ってみんなに示していかなければいけないのが、この基本計画だと思うと同時に、市町村も当然その基本計画に沿って、責任としての行政を進めていかなければいけないということも当然ありますが、消費者である県民自身も自分の意識を持って動いていかなければ、いつまでたってもいろいろな被害に遭った方々が他人のせいにしてしまっていたらいけないなというふうに私は感じております。それぞれの県民一人一人が意識することが大事なのではないかと思います。以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。
草深委員、お願いします。

【草深委員】

いろいろな消費者問題が起きた時に、本人が役所などの生活センターに連絡できない。その最大の理由は、自分の失敗を知られたくないということです。私ども民生委員が、「消費生活センター」に相談するよう勧めても、「あ、いい、いい。もうこれはこれで良いから」と言われてしまい、相談にまで繋がらない事例が多い現状です。

特殊詐欺についても、高齢者は自分だけで判断して行動してしまい、後になって詐欺にあったと分かって、人様には話せない、恥ずかしいと、相談することをためらってしまいます。それが高じてくると、家族にも言えない、例えば受け子にお金を渡してしまっても、それを家族にどうやって話したらよいか。お金を持っていたことを知られても困ると、黙ってしまう。そんなところが見られます。

今、各地や町会単位で「お茶飲みサロン」が開かれておりますが、そこで自分の気になっている事や困り事を気軽に話していただけると良いのですが、なかなか思うようにはいかないのが現状です。このような場所に消費生活センターの方に来ていただき、エシカル消費やSDGsについていろいろなお話をしていただき、高齢者に、より理解を深めてもらうシステムみたいなものを作っていただけるとありがたいです。

【中嶋会長】

ありがとうございます。
ほかに御意見はいかがでしょうか。
山浦委員、お願いします。

【山浦委員】

お尋ねです。息子さんたちが東京へ行ってしまうと一人暮らしのお年寄りの方が地域にいらっしゃるんです。災害のときに商工会議所女性会で「ごめんください」と行っても、民生委員でなければ入っていけないとか、民生委員の人でないと話ができないと言われてしまうと、我々がせっかく、みんなでまとめてあのお宅へ行こう、助けてあげようといってもできないのです。そういうものは、何か規則が必要でしょうか。私はそういうのが分からないから、民生委員さんに全部お願いしてありますということで、では、民生委員さんが、いざ災害のときに1人で飛んでいけるのかどうか。それより我々地域にいる女性たちが飛んでいって、「どうですか。大丈夫ですか」と声をかけられるのではないかと思います、民生委員というのはどういうお役をどうやっているのかということをお尋ねしたいと思います。

【中嶋会長】

草深委員、お願いします。

【草深委員】

訪問するのは民生委員でなければいけないということはありません。現在、地域の安心ネットワークの構築が進められているように、地域全体で、高齢者や一人暮らしの方が安心して暮らせるために皆で見守ろうという方向になっております。

例えばご近所の方に時々の見守りをお願いしたり出来れば、見守り対象者を多数持っている民生委員にとっては非常に助かります。

見守りをさせていただく中で、気になる事や困った事がありましたら、担当民生委員に連絡してください。民生委員は、訪問したり関係行政機関に繋げ、問題の解決を推進します。訪問してお話を聞くのは民生委員でなくてはならないということはありません。ぜひ、地域の皆さんや、す

ぐご近所の皆さんが、お茶飲み会時に高齢者のことを話題にさせていただき、見守りを心がけていただけると、災害時には特に助かります。

私ども民生委員は、母子家庭、高齢者、一人暮らし、老老世帯の見守り訪問をし、心配事や相談事等のお話を聞き、解決を図るようにします。また、必要に応じて、関係行政機関や地域包括支援センター等に繋がります。

ぜひ商工会議所の女性の皆さんがサロンを作って、お一人暮らしの方へ声を掛けてくださっていることは、私どもにとりまして大変ありがたく、よろしくお願いいたします。

【山浦委員】

ありがとうございました。今日この後たまたま女性会で総会がありますので、今までは困窮者とかそういう方たちを私たちは一生懸命訪ねてきたのですが、災害のときとか、特殊詐欺の場合でも、「気をつけてね」と一言声をかけられるのは会の女性かなと思って。やはり地域で一生懸命やってきたお年寄りの方、また、みんなを助けるためには、我々が少しでもお力になればいいかと思って、今日はこの後の総会をお願いしてみます。ありがとうございます。誰に聞いていいかわからず、皆さんを訪問しても、「民生委員さんにやってもらっているから関係ないです」と言われると話せないと言われて、でもよく分かりました。これからは一生懸命やらせていただきます。ありがとうございました。

【中嶋会長】

ほかに御意見はいかがでしょうか。

富井委員、お願いします。

【富井委員】

意味が分からなかったのですが、資料6の1ページ、論点の中で、自然災害と緊急時とあって、自然災害発生時の対応というのは、どういう意味を論点にしようとしているのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 笠原課長】

例えば、これまで東日本大震災のときですとか、大雪の被害、また、現在の物価上昇といったような時々に応じて、私どももできることをやってきたつもりではございますが、何かほかに、もっと県としてこういうことをやってほしいとか、特に生活関連物資を中心に、品切れや買い占め、便乗値上げなども考えられますので、そういうことに対して、県としてももう少し何かすることがあるのかどうか、そんな観点で御意見をいただければと思っております。

【富井委員】

分かりました。

【中嶋会長】

ほかに御意見はいかがでしょうか。

私から1点よろしいですか。3の消費者教育のところですが、現状と課題で、ほかの優先課題があって取り組めないとか、指導者や講師となる人材がいないというところが多く、先生方は忙しいので、やらなければいけないのは分かっているけれども、ではどうするかというところで止まってしまうという状況だと思います。

そこで、一つは、教材や講師ということも含めて、何かパッケージみたいな形にして用意して、学校が取り組みやすく、取り入れやすくするような、何かそういったパッケージをつくるというところを御検討いただければと思います。

また、さらに1回だけで終わりということではなくて、何回か段階を踏んで分けたプログラムみたいな形で、あらかじめ学校に案内をしておいて、年度の初めにそういうものを組み込んでも

らうとか、具体的に県のほうから積極的に取り組みやすくしていただくようなことができると、学校としても取り入れやすく広がるのではないかと思います。その点を御検討いただければと思います。以上です。

ほかはいかががでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 湯田相談啓発係長】

相談啓発係の湯田と申します。

先ほど土屋委員から御質問をいただいた商品テストと消費者事故の関係で説明させていただき
ます。R3年度については、消費者事故の1件については、育毛剤を使ったところかゆみが出た
ということで報告させてもらっているものです。商品テストについては、自転車の後輪が変形し
て乗れなくなってしまったので持ち込んでテストしたというものになります。以上でございます。

【土屋委員】

ありがとうございました。

【中嶋会長】

ほかに御意見はいかががでしょうか。

小山田委員、お願いします。

【小山田委員】

3の地域の見守り体制や消費生活サポーターの活動推進ところでお願いがございます。私自身
も消費生活サポーターになっているのですが、実際活動は何をしていいかわからないということ
がとても大きいです。資料の4の消費者団体との意見交換結果のところにもありますが、消費生
活サポーターになっただけで、サポーター活動に結びついていないという現状はやはりあると思
います。なので、県や市町村と連携して、活動をもっと広げるという体制整備のほうをお願いし
たいと思っています。以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかががでしょうか。

徳嵩委員、お願いします。

【徳嵩委員】

先ほど中嶋会長から、学校への消費者教育のパッケージ化というお話があったのですが、今の
消費生活サポーターの小山田委員からのお話もあったように、企業や団体や消費生活サポーター
などを登録制にして、学校などに赴いてきちんとできる状況である方であれば、やはり登録制に
して学校へ出向いて授業を持つなどの体制がつくれてもいいのかなと思います。

都会のほうでは、民間の方が授業に入ったりということも多く見受けられているので、そこは
きちんと企業PRにならないレベルをきちんと確保した上で、企業や団体、または消費生活サポ
ーターの協力も得て授業をやっていかなければ、やはり先生だけではたぶんこなせない量だと思
いますし、情報更新も、やはり学校の先生だと授業を持ちながら、生徒の生活教育をしながらで
すので、そうではなくて、やはり情報更新がきちんとできていくであろう立場の方たちにきちんと
授業を持っていただくというのは、一つの案ではないかと思います。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかががでしょうか。

草深委員、お願いします。

【草深委員】

今の消費生活サポーターの件ですが、以前にどなたがなっているのかが分からないと、例えばお話を聞こうと思っても分からないので、何か名簿的なものはできないだろうかというお話をしたことがあります。そのときに、一応個人情報ということと、御本人が、サポーターにはなっていて御自分で活動するけれども、よそに行ってお話することは嫌だという人もいるので、そういうところからしてなかなか名簿はつくれないというお話をいただいたことがあります。

私たちもそういう人のお話を聞いてみたいなと思うと、どうするかとセンターに聞いて、センターのほうで教えていただくとなるとと思いますが、どこに頼んだらいいのか、誰がやっているのかとか、そういうことが分かっていないです。そうすると、消費生活サポーターさんがいるよと言ってもちっとも広がらないと思います。

そういう意味でも、教育が終わったときに公表していいかどうか、例えば、よそに行ってお話をさせていただくことができるかどうかを御本人に聞いていただいて、いいよという人は登録をしていただくところをセンターのほうでしっかりつくっておいていただけると、こちらのほうでもお願いしやすいかと思います。その辺は、個人情報とは言いながらも、やっていただける方の情報ぐらいは出していただきたいと思います。考慮していただけると大変ありがたいです。

【中嶋会長】

お願いします。

【くらし安全・消費生活課 笠原課長】

ありがとうございます。今、草深委員からお話いただいたような課題は前からございましたので、昨年度初めて、登録していただいているサポーターの皆さんに、市町村に連絡先を伝えてもいいかという確認をもう一度取りました。了解をもらえた方の情報は、まずはお住まいの市町村には提供させていただいてございます。

これからまた新しくサポーターになる方につきましても、了解をいただいた上で、その都度市町村にお知らせする、そこまでは持っていくことができましたので、また、それを踏まえて、市町村の皆さんと一緒にサポーターの皆さんにしっかり活躍していただく場を、順次提供していきたいと思っております。

【草深委員】

そこまで調べていなくて申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

土屋委員、お願いします。

【土屋委員】

細かいことで申し訳ないのですが、消費者大学事業の実施が 3-1-8 にあるのですが、延べ人数は出ていますが、修了者の推移は毎年同じぐらいでしょうか。それとも減ってきているのでしょうか。教えていただければありがたいと思います。

【中嶋会長】

こちらは分かりますか。

【くらし安全・消費生活課 笠原課長】

消費者大学の修了者でよろしいでしょうか。実人員、実数で申し上げますと、令和3年が46名、令和2年が48名、令和元年が34名という状況ですがよろしいですか。

【土屋委員】

たしか募集定員は100名だと思いますので、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

【中嶋会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、皆様それぞれたくさん御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

以上で、本日予定していた会議事項は終了となります。最後に何か、会議事項にかかわらず、委員の皆様から御発言があればお願いします。

それでは、これで議事を終了させていただきます。本日は、委員の皆さんから大変多くの貴重な御意見、御提案をいただきました。本日の審議内容につきましては、次回の審議会に向けて、事務局のほうで整理していただくことになります。

御多用中、当審議会に御出席をいただき、熱心な御審議をいただき誠にありがとうございました。

では、以上ですので、マイクを事務局にお返しします。

【くらし安全・消費生活課 滝澤企画幹】

ありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、山田県民文化部長より挨拶を申し上げます。

【山田県民文化部長】

本日は大変熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。消費者の教育、取締りの関係、エシカル消費、相談体制、また、消費生活サポーターと、様々な部分で御意見をいただきました。また、いただいた御意見を私どもでもう一度改めて読み返しながら、今後の素案に反映をしてみたいと思います。

また、引き続きよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【くらし安全・消費生活課 滝澤企画幹】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成の上、後日委員の皆様にご確認いただくことになります。お手数ですが、御協力をお願いいたします。

また、次回の審議会の開催でございますが、今のところ8月23日火曜日、午後2時からを予定しております。別途御通知申し上げますが、御多用中大変恐縮ではございますが、御都合をつけていただきまして、御出席をお願いしたいと思います。

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。